
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2016/2/18号 (No.223)

【知的財産権部からのお知らせ】

○ 知的財産権保護シンポジウムのご案内

中国政府は模倣品撲滅およびイノベーション促進のため、近年様々な施策・運用が新設或いは改正されています。そこで、JETRO北京事務所では下記のとおり、知的財産権保護シンポジウムを開催いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

◆日 時:2016年2月25日(木)13時00分~16時00分 (受付開始12時30分)

◆場 所:北京華僑大厦2階会議室 北京市東城区王府井大街2号(Tel:010-6513-6666)

www.empark.com.cn/prime/

◆言 語:中国語・日本語(同時通訳)

◆講 演(予定):

※下記プログラム案は予告なく変更される可能性があります。

・商務部 全国打撃侵權假冒弁公室

2015年の重点工作の開展状況

商業秘密 取組内容・事例紹介、保全処分等関連規定の研究状況

行政処罰結果の情報公開 取組内容・進捗状況

行政執法部門-刑事司法機關の連携 課題と取組み

・最高人民檢察院檢察理論研究所

行政・刑事の連携強化に関する研究内容

・公安部

刑事移送案件に関する受理基準

・国家工商行政管理總局

電子商取引に係る知的財産権保護について

・中国社会科学院法学研究所

知的財産権に係る独占禁止法について

・中国国際貿易促進委員會專利商標事務所

模倣業者の手口の巧妙化、BtoB 商材・ネット上の知財權侵害の対策

◆主 催:中国国際貿易促進委員會、日本貿易振興機構

◆参加費:無料

◆定 員:150名(※定員になり次第、締め切ります。)

◆お申し込み方法:下記 URL よりお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/160225seminar>

◆お申し込み締め切り:2016年2月22日(月)

◆お問い合わせ先:JETRO北京事務所知的財産権部 Tel:010-6528-2781

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 工商總局劉俊臣副局長、国際商標協會 CEO 一行らと会談(工商總局公式サイト 2016年1月14日)

2. SIPO 何志敏副局長とノキア・テクノロジー社長が北京で会談(国家知識産權網 2016年1月13日)

3. 国家工商總局、電子商取引サイト監視システムを構築、百度と提携(工商總局公式サイト 2016年1月13日)

4. 国家知識産権局、知的財産権の故意侵害を信用情報に記録(中国知識産権资讯网 2016年1月11日)
5. 工商総局劉俊臣副局長、イスラエル経済省事務次官ら一行と会談(工商総局公式サイト 2016年1月7日)

○ 地方政府の動き

1. 湖北省知識産権局と省科技情報研究院、知的財産権活動で協力強化(国家知識産権網 2016年1月13日)
2. 北京・天津・河北、技術移転協同イノベーション連盟を設立(中国知識産権资讯网 2016年1月12日)
3. 広西知識産権局、新製品新技術交易会で法執行活動を実施(国家知識産権網 2016年1月12日)
4. 江蘇省、「商標ブランド発展指数」を発表、蘇州市がトップ(中国知識産権资讯网 2016年1月12日)
5. 貴州、専利保護を強化、昨年は1346件を摘発(国家知識産権網 2016年1月8日)

○ 司法関連の動き

1. 大連市法院、昨年に模倣品・知的財産権侵害事件116件を受理(中国打撃侵權工作網 2016年1月12日)
2. 最高人民法院、安徽省による知的財産権・渉外商事事件集中管轄改革を認可(国家知識産権戦略網 2016年1月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 中国商業連合会：インターネットが権利侵害の深刻な分野(工商総局公式サイト 2016年1月11日)

○ 統計関連

1. 昨年の研究開発費が1兆4300億元、5年間で倍増(中国政府網 2016年1月12日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 工商総局劉俊臣副局長、国際商標協会 CEO 一行らと会談★★★

1月13日、国家工商行政管理総局劉俊臣副局長が国際商標協会(INTA) Etienne Sanz de Acedo 最高経営責任者(CEO)一行らと北京で会談した。劉副局長は、国家工商総局の職能と中国の商事制度改革、商標ブランド活動などを紹介した後、INTAとの交流を強化し、中国の商標活動と中国ブランドの国際化を一段と促進したいと話した。

Etienne Sanz de Acedo氏は、国家工商総局の商標などに関する取り組みと実績を高く評価した。また、INTAは中国との協力を非常に重視しており、現在は236の中国会員が加盟していることを紹介し、さらに、2016年に中国・北京でINTA事務所を設け、取締役会を開催することを明らかにした。INTAが欧米以外で取締役会を開催するのはこれが初めてという。

(出典：工商総局公式サイト 2016年1月14日)

★★★2. SIPO 何志敏副局長とノキア・テクノロジー社長が北京で会談★★★

1月8日、中国国家知識産権局(SIPO)何志敏副局長が北京で、ノキア・テクノロジーのRamzi Haidamus社長一行らと会談した。双方は、知的財産権運用、特許使用許諾、標準規格必須特許などの課題について踏み込んだ議論を行った。

何志敏副局長は、SIPOは一貫してユーザーと社会公衆に優れた知的財産権サービスを提供することを重視しており、今回の交流を通じて国内外ユーザーの需要をさらに理解し、知的財産権の創造・運用・保護・管理の各分野において企業により良いサービス、支援を提供したいと語った。

Ramzi Haidamus 氏は、中国の知的財産権事業が急成長しており、知的財産権の質も数も長足な進歩を遂げていると評価した後、中国の政府部門とのさらなる交流を行い、相互理解を深め、共同発展を促進したいと表明した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 13 日)

★★★3. 国家工商総局、電子商取引サイト監視システムを構築、百度と提携★★★

1 月 12 日午後、中国のインターネット検索大手、百度と国家工商行政管理総局、北京市工商行政管理局が北京で記者会見を開き、「全国電子商取引サイト監視管理サービスシステム」研究プロジェクトについて三者が戦略的協力協定を締結したことを発表した。

国家工商行政管理総局甘霖副局長と北京工商局陳永局長、百度張亜勤総裁が戦略的協力協定に署名した。張亜勤総裁は、今回の戦略的協力により、インターネット環境の浄化とネット上の誠実信用促進において百度がまた一つ重要な一歩を踏み出したとの認識を示した。

協力協定によると、「全国電子商取引サイト監視管理サービスシステム」は、「工商行政管理垂直検索エンジン」をキーテクノロジーとし、「全国電子商取引サイト主体監視管理サービスシステム」と「全国電子商取引サイト客体(商品・サービス)監視管理サービスシステム」、「全国電子商取引サイト行為(違法経営情報)監視管理サービスシステム」の 3 部分からなる。

(出典: 工商総局公式サイト 2016 年 1 月 13 日)

★★★4. 国家知識産権局、知的財産権の故意侵害を信用情報に記録★★★

1 月 7 日に北京で開かれた全国知識産権局局長会議において、国家知識産権局申長兩局長が、知的財産権の行政保護を厳格に実施し、社会信用システムの整備に積極的に参与し、知的財産権の故意侵害を企業、個人の信用情報システムに記録すると表明した。

申長兩局長は、今年の重点任務として、▽知的財産権行政法執行システムの整備推進、▽専利(特許、実用新案、意匠)行政法執行権利保護情報システムの整備加速、専利に関わる行政処罰事件の情報公開推進、▽社会信用システム整備への積極的な参与、知的財産権故意侵害行為を企業、個人の信用情報としての記録、▽電子商取引プラットフォームにおける知的財産権侵害行為への監視管理の強化——を説明した。

また、申局長は、知的財産権の保護を強化するためには、関連の立法作業を強化し、知的財産権保護支援ネットワークの整備を進めなければならないと強調した。

(出典: 中国知識産権資訊網 2016 年 1 月 11 日)

★★★5. 工商総局劉俊臣副局長、イスラエル経済省事務次官ら一行と会談★★★

1 月 6 日、国家工商行政管理総局劉俊臣副局長が北京で、中国訪問中のイスラエル経済省アミット・ラング事務次官ら一行と会談した。劉副局長は、国家工商行政管理総局の職能や中国の商事制度改革、独占対策、商標ブランド業務などを紹介した後、双方が交流を一段と深め、協力分野を拡大し、中国・イスラエルの関係発展を実務的な面で推し進めようと期待を示した。

アミット・ラング事務次官は、国家工商行政管理総局との協力強化を希望すると表明した。同氏は、中国の商事制度改革と商標保護の強化に関する取組を高く評価し、イスラエルがこの分野で進めている改革を紹介した。また、中国の改革措置により、中国投資に興味があるますます多くのイスラエル企業が誘致されるだろうと強調した。

(出典: 工商総局公式サイト 2016 年 1 月 7 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 湖北省知識産権局と省科技情報研究院、知的財産権活動で協力強化★★★

1 月 11 日、湖北省科技情報研究院徐柏安院長が省知識産権局を訪れ、双方による知的財産権活動の協力強化について張彦林局長と意見を交わした。張彦林局長は省知識産権局の活動状況と国の知的財産権関連

政策を紹介し、徐柏安院長は情報研究院の活動状況と同研究院で構築中の科学技術情報システムの進捗を説明した。

双方はシンポジウムにおいて、特許などの知的財産権は科学技術成果を守るための重要な担体であり、情報システム構築により特許などの転化、応用が一層促進されるとの認識で一致した。さらに、▽2016～2020年の「第13期五カ年計画」作成に合わせて知的財産権を中心とする戦略計画の作成、▽情報研究院の優位性を生かした地域経済発展の支援、主要産業の核心競争力の向上促進、▽産業・大学・研究機関・金融機関間の協力強化と特許技術の転化促進、▽知的財産権の普及啓発と人材育成の強化、▽企業との提携を視野に入れた改革のさらなる推進、イノベーションの強化——などの分野において協力事業を展開することに合意した。

(出典：国家知識産権網 2016年1月13日)

★★★2. 北京・天津・河北、技術移転協同イノベーション連盟を設立★★★

国の科学技術部たいまつセンターと北京市科学委員会、天津市科学委員会、河北省科学技術庁が提唱し、次世代情報技術や新材料などの戦略的産業と知的財産権、投融資などのサービス分野からの102のメンバーが加盟した、「北京・天津・河北技術移転協同イノベーション連盟」がこのほど発足した。

同連盟は、非政府、非営利、開放的、中立的な組織として、情報と資源の共有、市場の共同開拓を方針に、北京・天津・河北のイノベーション資源を統合し、人材や知識、技術、資本、サービスなどのイノベーション要素の地域を跨ぐ流動と突合せを促すことを目指す。

北京、天津、河北では現在、各種技術移転機関200社以上を抱えている。この中で、国家技術移転モデル機関が83社で、全国の18.2%を占める。

(出典：中国知識産権資訊網 2016年1月12日)

★★★3. 広西知識産権局、新製品新技術交易会で法執行活動を実施★★★

1月8日～14日、第25回広西新技術新製品交流交易会が南寧市で開催された。広西チワン族自治区知識産権局と中国(広西)知的財産権保護支援センターが現場に担当官を派遣し、特許などに関する法執行活動を実施した。

法執行担当官は展示会において、約600点の商品を抽出して検査を行った。この中で、特許などに関わった商品は120点を超え、標識に不正があったものは6点あった。このほか、広西知的財産権保護支援センターからのボランティアが現場において、講座やパンフレット配布などを通じて出展企業、一般市民に特許などに関する知識の普及啓発を行った。

広西自治区は近年、知的財産権保護活動を推進し、展示会における特許権などの侵害行為の摘発に取り組んでいる。昨年、自治区知識産権局は出展商品6500点を検査し、100件以上の標識違反行為を是正し、特許などに関わった事件10数件を処理した。

(出典：国家知識産権網 2016年1月12日)

★★★4. 江蘇省、「商標ブランド発展指数」を発表、蘇州市がトップ★★★

1月11日、江蘇省工商局が「江蘇省発布区域商標ブランド発展指数報告」を発表した。江蘇省の13都市における2014年の商標ブランド発展状況に関するデータを収集して、商標ブランド発展指数を算出、分析したものである。この中で、蘇州、南京、無錫、南通の4都市がトップ4で、全体的に見れば、江蘇省の商標ブランドは良好な発展状況を見せている。一方、泰州、塩城、宿遷のブランド経済発展が遅れており、地域間に大きな格差があるとも指摘されている。

省工商局商標処張伝博副処長によると、同指数は南京理工大学知的財産権学院が研究開発を担当している。ブランドへの政策支援、ブランド発展の効果、ブランド保護の度合い、社会協同の効果、ブランド発展の潜在力の5つの1級指標と、ブランド発展経費投入や国内における登録商標件数、中国馳名商標件数などの30の2級指標が含まれる。

(出典: 中国知識産権資訊網 2016 年 1 月 12 日)

★★★5. 貴州、専利保護を強化、昨年は 1346 件を摘発★★★

2015 年、貴州省は専利(特許、実用新案、意匠)関連事件 1346 件を摘発し、摘発件数は前年より 74.4%増加し、全国では 8 番目に多かった。この中で、専利詐称事件は同 76.9%増の 1300 件、全国 5 位、専利侵害紛争事件は同 24.3%増の 46 件となっている。専利関連事件の総摘発件数は過去最高を更新し、知的財産権保護の度合いは絶えず強化されている。

昨年、貴州省は、中国共産党の第 18 期第 3 回全体会議で打ち出された「知的財産権の運用・保護の強化」という方針に基づき、知的財産権制度の厳格な実施に向け、▽知的財産権保護の「護衛」特別行動の実施、▽専利法執行活動に対する評価の強化、▽法執行担当官の研修、訓練の強化、▽専利法執行制度の整備推進、▽監視、指導制度の確立、▽定期報告制度の導入、▽事件関連資料に対する検査業務の強化、▽普及啓発の強化——の 8 つの施策を講じて、省全体における専利保護活動を推進した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 8 日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 大連市法院、昨年に模倣品・知的財産権侵害事件 116 件を受理★★★

1 月 11 日、大連市中級人民法院が記者会見を開き、模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する犯罪の摘発状況を説明した。昨年、大連市の各法院は模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する事件 116 件を受理し、106 件を結審した。結審件数は 2014 年より 241.9%と大幅に増加した。

模倣品製造販売関連事件が 2014 年より 226.67%増加し、知的財産権侵害関連事件が 7 倍も増加したという。この中で容疑者 138 人に有罪判決が言い渡され、2014 年の 48 人より 187.5%増加した。模倣品製造販売関連事件に食品、薬品に関するものが 80.96%、知的財産権侵害関連事件に商標権、著作権に関するものが 90.91%をそれぞれ占める。

市中級人民法院馬振海副院長は記者会見の席上で、同法院は公安、検察、行政機関との協調、協力を強化し、模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する犯罪を引き続き厳重に取り締まっていく方針であると表明した。

(出典: 中国打撃侵權工作網 2016 年 1 月 12 日)

★★★2. 最高人民法院、安徽省による知的財産権・渉外商事事件集中管轄改革を認可★★★

最高人民法院は、知的財産権と渉外商事事件の集中管轄に関する改革を 1 月 1 日より安徽省の法院で開始することを認可した。安徽省高級人民法院関係者が明らかにした。専利(特許、実用新案、意匠)民事事件と渉外商事事件について行政区画をまたぐ管轄制度を実施するのは全国で初めてという。

安徽省では現在、第一審の専利民事事件管轄権を有するのは安徽省高級人民法院と合肥市中級人民法院、蕪湖市中級人民法院。改革では主に管轄範囲が調整される。一方、渉外商事事件では、合肥、蕪湖、蚌埠の中級人民法院が訴額 500 万元～5000 万元の第一審事件を管轄し、それぞれの下部裁判所で訴額 500 万元以下の第一審事件を管轄するように改革される。

安徽省高級人民法院民事第三法廷許徽法廷長は、行政区画をまたぐ管轄制度の導入により、地方保護主義の影響を避けることができるほか、司法基準の統一や裁判効率の向上にもつながるだろうと説明している。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 12 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 中国商業連合会: インターネットが権利侵害の深刻な分野★★★

1 月 7 日、中国商業連合会が「2016 年中国商業 10 大ホットな課題」を発表し、インターネット分野における模倣品製造販売などの違反、犯罪行為が際立っており、知的財産権侵害の深刻な分野になっていると指摘した。

統計によると、昨年1～10月、インターネット上の実物商品の小売額は2兆4454億元に達し、社会全体の10%を占め、消費財小売総額の成長への寄与率が25.9%であった。一方、インターネットは知的財産権侵害が多発する分野でもある。国家工商総局の調査では、2014年、ネット通販における正規品の比率はたった58.7%で、全国の工商部門が受理したネット通販関連苦情は前年比356.6%増の7.78万件に達し、消費者保護協会が受理した通販関連苦情の中に9割以上がネット通販で、インターネットは知的財産権侵害が深刻な分野になっていることがうかがえる。

(出典:工商総局公式サイト 2016年1月11日)

○ 統計関連

★★★1. 昨年の研究開発費が1兆4300億元、5年間で倍増★★★

中国の昨年の研究開発費が1兆4300億元に達し、2010年の2倍になる見通し。1月11日、北京で開かれた全国科学技術活動会議で、国家科学技術部万鋼部長が明らかにした。企業による研究開発費は77%を超え、国民経済への科学技術の貢献率は2010年より4.2ポイント増の55.1%に達し、技術取引総額は9835億元に達する見通しである。

万部長はまた、中国の科学技術の全体水準は量の増加から質の向上に変化しつつあり、追い上げ中心から追い上げ、並走、リードが共存する新たな段階に入ったと指摘している。中国の国際科学技術論文は世界に占める割合が9.9%から20.2%に上昇し、被引用回数が2010年の世界8位から4位に浮上した。昨年の内国特許出願件数は263万9000件、世界1位、登録件数は159万、世界2位となっている。国家イノベーション能力ランキングでは2010年の21位から18位に浮上することが見込まれる。

(出典:中国政府網 2016年1月12日)

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved